

令和5年

第4回

石川町議会定例会提出議案書

令和5年 6月 1日提出

第4回石川町議会定例会提出議案

報告第 1号	令和4年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について	1
報告第 2号	令和4年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について	3
議案第36号	石川町税条例の一部を改正する条例	5
議案第37号	平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第38号	石川町税特別措置条例の一部を改正する条例	33
議案第39号	石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例	35
議案第40号	令和5年度石川町一般会計補正予算(第3号)	38

報告第 1 号

令和 4 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和 4 年度石川町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

令和 4 年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2	1	旧母畑小学校 体育館屋根修繕工事	16,500,000	16,500,000						16,500,000
2	3	戸籍情報システム改修業務委託	4,685,000	4,685,000		4,421,000				264,000
3	2	第一保育所エアコン入替工事	2,000,000	2,000,000						2,000,000
3	2	保育施設整備事業	257,000,000	162,381,000			156,500,000			5,881,000
6	1	国営造成施設維持管理適正化事業負担金	3,419,000	3,419,000			3,000,000			419,000
6	2	ふくしま森林再生事業	26,778,000	25,297,000		21,791,000				3,506,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6	農林水 産業費	2 林業費	広葉樹林再生 事業	1,369,000	1,369,000	1,359,000				10,000
7	商工費	1 商工費	温泉利用割引 事業委託料	3,000,000	744,000	744,000				
8	土木費	2 道路橋 梁費	道路改良舗装 工事	22,100,000	22,100,000	7,552,000	14,500,000			48,000
9	消防費	1 消防費	旧母畑小学校 進入路拡幅工 事	34,918,000	34,918,000	16,167,000				18,751,000
10	教育費	4 社会教 育費	歴史民俗資料 館整備事業	266,511,000	256,711,000	130,000,000	97,300,000			29,411,000

報告第 2号

令和4年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について

令和4年度石川町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

令和4年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明	
				支出済額	支 出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一 般 財 源
									国県支出金	地方債		
8	2	支 障 物 件 移 転 補 償	円 1,094,000	円 1,094,000	円 1,094,000	円 1,094,000	円	円	円	円	電柱の移転先 の確定に不測 の時間を要し たため	
8	5	町 営 住 宅 車 庫 整 備 事 業	円 1,169,000	円 1,169,000	円 1,169,000	円 1,169,000	円	円	円	円	樹木伐採にお いて、電力会 社との調整に 不測の時間を 要したため	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明
				支出済額	支 出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一 般 財 源	
									国県支出金	地方債		
9	1	全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機購入	2,695,000	2,695,000	2,695,000					2,695,000	受信機の新規購入に対し、不測の期日を要したため	

議案第 36 号

石川町税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町税条例の一部を改正する条例

石川町税条例（昭和 30 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>—</p> <p>(1) <u>次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの</u></p> <p>イ <u>所得税法第 78 条第 2 項第 2 号の規定に</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。<u>ただし、次の各号において規定する寄附金のうち、福島県税条例(昭和 25 年福島県条例第 50 号)第 26 条の 3 の規定により、個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定を受けたものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
<p><u>基づき財務大臣が指定した寄附金</u></p> <p><u>ロ 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u></p> <p><u>ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u></p> <p><u>ニ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u></p> <p><u>ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u></p> <p><u>ヘ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u></p> <p><u>ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u></p> <p><u>チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u></p>	

現行	改正案
<p><u>リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p><u>ヌ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）</u></p> <p><u>（2） 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</u></p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>2 （略）</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は</p>	<p>（削除）</p> <p><u>（1） 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金</u></p> <p><u>（2） 所得税法第78条第3項の規定により特定寄付金とみなされる寄附金</u></p> <p><u>（3） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項に規定する特定非営利活動に関する寄附金</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第34条の9 （略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額に</p>

現行	改正案
<p>____<u>当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し</u>____、若しくは<u>当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する</u>_____。</p>	<p>より<u>当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>
<p>第36条の3の2 (略)</p>	<p>第36条の3の2 (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p>
<p><u>2 前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者が町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p>	<p><u>3 第1項</u> 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者が町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u> 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p><u>3 前2項</u> の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>4</u> 給与所得者は、<u>第1項及び第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p><u>4 第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>5</u> 給与所得者は、<u>第1項及び第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p><u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>（個人の町民税の徴収の<u>方法</u>）</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（追加）</p>	<p>（個人の町民税の徴収の<u>方法等</u>）</p> <p>第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により <u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により</u> 徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p>
<p>（個人の町民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載</p>	<p>（個人の町民税の納税通知書）</p> <p>第41条 個人の町民税の納税通知書に記載</p>

現行	改正案
<p>すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び <u> </u> 県民税額の合算額 <u> </u> (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期) の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、同日において給与の支払いを受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 <u> </u> の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により <u> </u> 徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により <u> </u> 徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により <u> </u> 徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により <u> </u> 徴収されないこととなった日以後に到来する納期) の数で除して得た額とする。</p> <p>(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の町民税の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払いを受けた者であり、かつ、同日において給与の支払いを受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により <u> </u> 徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には <u> </u>、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 (これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。) の合算額を特別徴収の方法により <u> </u> 徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には <u> </u>、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により <u> </u> 特別徴収の方法により <u> </u> 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により <u> </u> 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により <u> </u> 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>

現行	改正案
<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため、当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合で、その事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額で、まだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払いをする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払いをする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払いをする者から給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払いを受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつ</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払いをする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払いをする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払いをする者から給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払いを受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつ</p>

現行	改正案
<p>た場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払いを受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式_____による _____による 納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入）</p> <p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払いを受けなくなったこと等により、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によっ</u></p>	<p>た場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払いを受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払いを受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払いがされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入）</p> <p>第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払いを受けなくなったこと等により、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u></p>

現行	改正案
<p>て徴収されないこととなった場合において は、特別徴収の方法によって徴収されないこと となった金額に相当する税額は、特別徴収の方 法によって徴収されないこととなった日以後 において到来する第40条第1項の納期があ る場合においてはそれぞれの納期において、そ の日以後に到来する同項の納期がない場合 においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収 するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係 る個人の町民税の納税者について、既に特別徴 収義務者から町に納入された給与所得に係る 特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給 与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収 すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場 合を含む。）において、当該納税者の未納に係 る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係 る税額は、法第17条の2の規定によって</p> <hr/> <p>当該納税者の未納に係 る徴収金に充当する</p> <hr/> <p>。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税 の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が 当該年度の初日の属する年の前年中において 公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付（法第321条の7 の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この 節において同じ。）の支払を受けている年齢6 5歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収す ることが著しく困難であると認められるもの として次に掲げるものを除く。以下この節にお いて「特別徴収対象年金所得者」という。）で ある場合においては、当該納税義務者の前年中</p>	<p>徴収されないこととなった場合には</p> <p>、特別徴収の方法により徴収されないこと となった金額に相当する税額は、特別徴収の方 法により徴収されないこととなった日以後 において到来する第40条第1項の納期があ る場合には それぞれの納期において、そ の日以後に到来する同項の納期がない場合 には 直ちに、普通徴収の方法により 徴収 するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係 る個人の町民税の納税者について、既に特別徴 収義務者から町に納入された給与所得に係る 特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給 与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収 すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場 合を含む。）において、当該納税者の未納に係 る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係 る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に 規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなし て、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適 用することができるものとし、当該市町村徴収 金関係過誤納金により当該納税者の未納に係 る徴収金を納付し、又は納入することを委託し たものとみなす。</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る個人の町民税 の特別徴収）</p> <p>第47条の2 個人の町民税の納税義務者が 当該年度の初日の属する年の前年中において 公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付（法第321条の7 の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この 節において同じ。）の支払を受けている年齢6 5歳以上の者（特別徴収の方法により徴収す ることが 著しく困難であると認められるもの として次に掲げるものを除く。以下この節にお いて「特別徴収対象年金所得者」という。）で ある場合には、当該納税義務者の前年中</p>

現行	改正案
<p>の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額</p> <p>の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収され</p>	<p>の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収され</p>

現行	改正案
<p>ないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u></p> <hr/> <p>_____当</p> <p>該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する</p> <hr/> <p>_____。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は</p>	<p>ないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法により_____徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により_____徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるもの</u>とし、<u>当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p> <p>(法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は</p>

現行	改正案
<p>同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p>	<p>同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p>
<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式_____による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項</p>	<p>(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には_____、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項</p>

現行	改正案
<p>又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>	<p>又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(種別割の税率)</p>	<p>(種別割の税率)</p>
<p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 原動機付自転車</p>	<p>(1) 原動機付自転車</p>
<p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p>	<p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p>
<p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p>	<p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p>
<p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p>	<p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p>
<p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの</p>	<p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準</u></p>
<p>____を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>	<p><u>(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p>

現行	改正案
<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計</p>

現行	改正案
<p>算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式_____による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p>	<p>算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(読替規定)</p>

現行	改正案
<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3～9 (略)</p> <p>10 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例</p>	<p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3～9 (略)</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第25項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例</p>

現行	改正案
<p>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する町の条例で定める割合は6分の1とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 (略)</p> <p>27 <u>法附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合はゼロとする。</p>	<p>で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>24 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する町の条例で定める割合は6分の1とする。</p> <p>25 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>26 (略)</p> <p>27 <u>空欄</u></p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>12 (略)</p>	<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>12 (略)</p>
<p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削除)</p>
<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>

現行	改正案									
<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（略）</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分</p>	<p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（略）</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度</p>									
<p>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（略）</p> <p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（略）</p> <p>（削除）</p>									
<table border="1"> <tr> <td>第2号ア(2)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(3)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> </table>	第2号ア(2)	3,900円	2,000円	第2号ア(3)(i)	6,900円	3,500円		10,800円	5,400円	
第2号ア(2)	3,900円	2,000円								
第2号ア(3)(i)	6,900円	3,500円								
	10,800円	5,400円								

現行			改正案
第2号ア(3)(i)	3,800円	1,900円	
i)	5,000円	2,500円	
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			(削除)
第2号ア(2)	3,900円	3,000円	
第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円	
	10,800円	8,100円	
第2号ア(3)(i)	3,800円	2,900円	
i)	5,000円	3,800円	
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			(削除)
<p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和</p>			(削除)

現行	改正案
<p><u>4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p><u>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車</u> _____ (営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</u> _____ とする。</p> <p><u>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和5年度分</u> _____ の軽自動車税の種別割に限り、<u>第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句</u></p>	<p><u>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、</u> _____ _____ _____ <u>、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p><u>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については</u> _____ _____ _____ <u>、当該ガソリン軽自動車</u>が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,2</u></p>

現行	改正案
<p>_____とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>00円</u>とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

現行	改正案
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。</p>
3 (略)	3 (略)
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)	(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
<p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>

現行		改正案
別表第1（第34条の7関係）		(削除)
寄附金の区分	控除対象寄附金	
第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	国立大学法人の大学に対して支出された寄附金で国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号まで若しくは同法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの	
第34条の7第1項第1号ロに掲げる寄附金	独立行政法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第1号ハに掲げる寄附金	地方独立行政法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第1号ニに掲げる寄附金	公益法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第1号ホに掲げる寄附金	公益社団法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第1号ヘに掲げる寄附金	学校法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第1号トに掲げる寄附金	社会福祉法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第1号チに掲げる寄附金	更生保護法人に対する寄附金	
第34条の7第1項第1号リに掲げる寄附金	公益信託に対する金銭	
第34条の7第1項第1号ヌに掲げる金銭	認定特定非営利活動法人に対する寄附金	
別表第2（第34条の7関係）		
法人名	主たる事務所の所在地	
町長が別に定める。		
		(削除)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条 例による改正後の石川町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正 規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の石川町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき石川町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が

適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の石川町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法や関連法令の改正等に伴い所要の改正を行うため。

議案第 37 号

平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例（平成 23 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(追加)	<p><u>（令和 5 年度の国民健康保険税の減免）</u> <u>第 5 条の 11 町長は、平成 23 年 3 月 11 日以降に本町に転入した世帯で、次の各号の<u>一</u>に該当するものに係る令和 5 年度分の国民健康保険税を減免する。</u></p> <p><u>（1） 旧避難指示区域等（旧緊急時避難準備区域、平成 26 年度にその設定が解除された特措法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長の指示により設定されていた旧避難指示解除準備区域をいう。）に住所を有していた世帯で、上位所得層でないものについて、半額を免除する。</u></p> <p><u>（2） 旧避難指示区域等（令和 4 年度にその設定が解除された旧特定復興再生拠点区域をいう。）に住所を有していた世帯で、上位所得層であるものについて、4 月分から 9 月分までの国民健康保険税に相当する月割算定額を免除する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

提案理由

平成23年3月11日以降に本町に転入した世帯で、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害対策本部長の指示により設定されている帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していた世帯等の国民健康保険税について、令和5年度についても引き続き減免を行うため。

議案第38号

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

石川町税特別措置条例（昭和59年条例第1号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>（地域経済牽引事業促進区域における課税免除）</p> <p>第3条の2 地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画（地域経済牽引事業促進法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた地域経済牽引事業促進区域内において、当該同意（<u>令和5年3月31日</u>までに行われた同意に限る。）の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和5年3月31日</u>までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するもの（以下この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、</p>	<p>（地域経済牽引事業促進区域における課税免除）</p> <p>第3条の2 地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画（地域経済牽引事業促進法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた地域経済牽引事業促進区域内において、当該同意（<u>令和7年3月31日</u>までに行われた同意に限る。）の日（以下この条において「同意日」という。）から<u>令和7年3月31日</u>までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するもの（以下この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、</p>

現行	改正案
<p>事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。</p>	<p>事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることになった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

提案理由

地域経済牽引事業促進区域における課税免除期間の改正を行うため。

議案第 39 号

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例（昭和 49 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(給付の制限)</p> <p>第 4 条 重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は前条に規定する給付をしない。</p> <p>(1) 前年の所得（前年の所得が未確定の場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて別表 3 (福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱（以下「<u>県要綱</u>」という。）第 4 条第 1 項第 1 号アに規定する額）</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に定める額を越えるとき。</p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻と同様の事情に有る者を含む。）の前年の所得又は第 3 条に規定する者の</p>	<p>(給付の制限)</p> <p>第 4 条 重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は前条に規定する給付をしない。</p> <p>(1) 前年の所得（前年の所得が未確定の場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて<u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 3 2 条第 1 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 53 号）第 1 条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「旧政令」という。）第 6 条の 4 第 1 項に定める額を越えるとき。</u></p> <p>(2) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻と同様の事情に有る者を含む。）の前年の所得又は第 3 条に規定する者の</p>

現行	改正案								
<p>民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として第3条に規定する者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて別表4（県要綱第4条第1項第1号イに規定する額）に定める額以上であるとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として第3条に規定する者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて旧政令第5条の4第2項 _____ に定める額以上であるとき。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>								
<p>別表3（第4条関係）</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 725 347 770">扶養親族等の数</th> <th data-bbox="347 725 788 770">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 770 347 815">0人</td> <td data-bbox="347 770 788 815">1,595,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 815 347 1368">1人以上</td> <td data-bbox="347 815 788 1368">1,595,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とする。）</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	金額	0人	1,595,000円	1人以上	1,595,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とする。）	<p>(削除)</p>		
扶養親族等の数	金額								
0人	1,595,000円								
1人以上	1,595,000円に扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族1人につき630,000円とする。）								
<p>別表4（第4条関係）</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 1442 347 1487">扶養親族等の数</th> <th data-bbox="347 1442 788 1487">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 1487 347 1532">0人</td> <td data-bbox="347 1487 788 1532">6,287,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1532 347 1576">1人</td> <td data-bbox="347 1532 788 1576">6,536,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 1576 347 1993">2人以上</td> <td data-bbox="347 1576 788 1993">6,536,000円に扶養親族のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないとき</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族等の数	金額	0人	6,287,000円	1人	6,536,000円	2人以上	6,536,000円に扶養親族のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないとき	<p>(削除)</p>
扶養親族等の数	金額								
0人	6,287,000円								
1人	6,536,000円								
2人以上	6,536,000円に扶養親族のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないとき								

現行		改正案
	は、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき) 60,000円を加算する。)	

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

提案理由

重度心身障害者医療費の給付制限に係る重度心身障害者及び配偶者又は扶養義務者の所得限度額に、改正前の国民年金法施行令に規定される額を適用するための改正を行うため。

議案第40号

令和5年度石川町一般会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩田金次郎

